

令和元年 11 月
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和元年11月15日 開会

令和元年11月15日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

令和元年 11 月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

○会議録 [11 月 15 日 (金)]

会議に出席した者の職氏名	1
会議に欠席した者の職氏名	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会	3
諸般の報告	3
日程第 1 議席の指定	3
日程第 2 会議録署名議員の指名	3
日程第 3 会期の決定	3
日程第 4 報告第 1 号 (債権の放棄について)	4
日程第 5 議案第 9 号から議案第 16 号まで一括議題 (平成 30 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の 認定について他 7 件)	4
閉会	11

令和元年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和元年11月15日

開会 午後2時56分

閉会 午後3時16分

令和元年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

招集年月日 令和元年11月15日（金曜日）

招集場所 広域連合議会議場

（滋賀県市町村職員研修センター研修室（ピアザ淡海5階））

会議に出席した議員（14名）

2番	大久保	貴	3番	藤井	勇治
5番	山本	芳一	6番	宮本	和宏
7番	野村	昌弘	8番	岩永	裕貴
10番	谷畑	英吾	11番	福井	正明
13番	平尾	道雄	14番	藤澤	直広
15番	西田	秀治	16番	有村	国知
17番	中島	政幸	18番	野瀬	喜久男

会議に欠席した議員（5名）

1番	越	直美	4番	小西	理
9番	山仲	善彰	12番	小椋	正清
19番	久保	久良			

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	橋川	渉	副広域連合長	松井	繁夫
代表監査委員	若林	忠彦	事務局次長	村田	隆
総務企画課長	小西	征義	業務課長	稲野	善行
会計課長	伊東	雄一			

職務のため出席した者の職氏名

書記	井口	明洋	書記	林	祐里
----	----	----	----	---	----

議事日程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 報告第 1 号
(債権の放棄について)
- 第 5 議案第 9 号から議案第 16 号
(平成 30 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出
決算の認定について他 7 件)

会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 報告第 1 号
(債権の放棄について)
- 日程第 5 議案第 9 号から議案第 16 号
(平成 30 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出
決算の認定について他 7 件)

議事の経過

開会 午後 2 時 5 6 分

(開会 開議)

○議長（野村昌弘君） ただいまから、令和元年 1 1 月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は 1 4 名、欠席議員は 5 名。欠席議員は、越直美議員、小西理議員、山仲善彰議員、小椋正清議員、久保久良議員であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程のとおりであります。

撮影の関係については、先ほど申し上げましたとおり、本職において許可をいたしましたので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名はお手元に配付いたしております文書のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

○議長（野村昌弘君） 日程第 1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 5 条第 2 項の規定により、本職において指定いたします。

宮本和宏議員は、6 番に指定いたします。中島政幸議員は、1 7 番に指定いたします。野瀬喜久男議員は、1 8 番に指定をさせていただきます。

(日程第 2)

○議長（野村昌弘君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 9 7 条の規定により、2 番 大久保貴議員、3 番 藤井勇治議員を指名いたします。

(日程第 3)

○議長（野村昌弘君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村昌弘君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

(日程第4)

○議長(野村昌弘君) 日程第4、広域連合長から報告第1号「債権の放棄について」が議会に提出されました。報告書については事前に配付したとおりですので、ご了承願います。

(日程第5)

○議長(野村昌弘君) 日程第5、議案第9号から議案第16号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

○広域連合長(橋川渉君) はい、議長。

○議長(野村昌弘君) 連合長。

○広域連合長(橋川渉君) 本日、議員の皆様方のご参集のもと、令和元年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いただき、諸案件の審議をお願いするに当たりまして、その概要を説明いたしますとともに、諸般の報告をさせていただきます。

まず、高齢者医療制度の見直しをめぐる国の動向について申し上げます。

平成25年施行の社会保障制度改革プログラム法に基づき、各種の改革が進められる中、高齢者医療制度については、給付と負担の見直しや保険者機能の強化といった制度の持続可能性を確保するための改革が実施されています。令和元年度からは、これまで制度施行に当たっての激変緩和措置として実施されてきました低所得者に対する保険料均等割軽減の特例措置について、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給の開始時期と合わせ、段階的に廃止されたところであります。

また、以前より検討が進められてきた高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施については、高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細かな事業を行うため、市町における保健事業と介護予防の一体的な実施について、高齢者の医療の確保に関する法律等に規定されました。広域連合におきましても、令和2年度以降の実施に向け、市町や関係機関

と連携・協力して進めてまいります。

次に、医療費の動向について申し上げます。

滋賀県における平成30年度の平均被保険者数は、対前年度比3.15%増と、当初想定伸び率を下回りました。また、一人当たり医療給付費については、平成30年度実績で対前年度比1.13%減となり、当初想定伸び率を大きく下回りました。

医療給付費全体といたしましては、被保険者数及び一人当たりの医療給付費の伸びが低く推移したことから、対前年度比1.98%増となり、当初想定伸び率を下回りました。

なお、令和元年度も、現在のところ、医療給付費の伸びは比較的安定した状態で推移しております。本年は次期保険料率設定の年でもありますことから、今後も引き続き医療費の動向に注視しながら、適切な財政運営を心がけてまいりたいと考えております。

それでは、今議会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

まず、議案第9号及び議案第10号は、一般会計及び後期高齢者医療特別会計の平成30年度決算について認定を求めようとするものでございます。

一般会計歳入歳出決算では、歳入額が2億5,472万9,877円に対して、歳出額が1億8,803万4,485円となり、歳入歳出差引額は6,669万5,392円の剰余となっております。

次に、特別会計歳入歳出決算では、歳入額が1,631億3,816万5,558円に対して、歳出額が1,572億9,838万2,110円となり、歳入歳出差引額は58億3,978万3,448円の剰余となっております。

なお、平成30年度広域連合決算審査に当たりましては、監査委員から次の3点のご意見がありました。

1点目といたしまして、「地域特性を生かした保健事業のさらなる横展開を図り、全構成市町での実施を目指すとともに、国が示すジェネリック医薬品の使用割合80%の目標を達成できるよう、関係機関への働きかけを行い、普及啓発に努めること」。

2点目といたしまして、「医療費統計・分析システムを活用し、被保険者のクオリティ・オブ・ライフの向上に寄与できるよう、市町とともに医療費適正化に努めること」。

3点目といたしまして、「不当利得等返還金について、今後も法的措置も含めた債権回収を促進し、後期高齢者医療制度の公平性の確保に努めること」。

以上3点のご意見を踏まえ、広域連合といたしまして、まず1点目につきましては、市町が実施する保健事業について取り組み事例を共有する機会の充実を図るとともに、市町等と連携を強化し、事業を推進してまいります。また、ジェネリック医薬品の使用についても、差額通知等による普及啓発を拡充するとともに、他保険者等と連携して関係機関へ積極的な働きかけを行ってまいります。

2点目につきましては、医療費統計・分析システムの各種データを活用し、市町とともに医療費適正化に努めてまいります。

3点目につきましては、第三者行為を初めとする不当利得等返還金について、顧問弁護士を活用した債務者とのきめ細かな交渉や法的措置を実施していくことにより、引き続き確実な債権の回収に努めてまいります。

次に、議案第11号及び第12号の令和元年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の補正予算についてご説明申し上げます。

これは、平成30年度の決算に基づき、その剰余金を受け入れるとともに、必要な予算措置を講じようとするものでございます。

まず、一般会計補正予算については、市町への保険者努力制度交付金額の確定に伴い、2,065万1千円を減額する一方、平成30年度の国庫支出金及び市町負担金の精算に伴う返還金として760万6千円を増額することにより、差し引き合計1,304万5千円を減額しようとするものでございます。

次に、特別会計補正予算については、まず平成30年度の国・県・支払基金・市町の負担金の精算に伴う返還金としまして11億3,157万2千円を増額するとともに、給付費等準備基金への積立金として6億3,382万6千円の増額と、あわせて17億6,579万6千円を増額しようとするものでございます。

次に、議案第13号は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により新たに会計年度任用職員制度が設けられたこと、特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用が厳格化されたことに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第14号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を行いましたので、報告するとともに、その承認を求め

るものでございます。

次に人事案件でございますが、議案第15号は現在空席となっております副広域連合長に伊藤定勉さんを選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

議案第16号は、広域連合議員のうちから選任する監査委員に宮本和宏議員を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

以上、8件の議案につきまして、何とぞよろしくご審議いただき、適正なる議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（野村昌弘君） 連合長の提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第9号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第9号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号「平成30年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の方のご起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（野村昌弘君） はい。ご着席、お願いします。

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第10号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第10号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第10号「平成30年度滋賀県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の

認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の方のご起立をお願いします。

(起立全員)

○議長(野村昌弘君) はい。ご着席、お願いします。

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第11号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第11号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第11号「令和元年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立をお願いします。

(起立全員)

○議長(野村昌弘君) ご着席、お願いします。

起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第12号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第12号「令和元年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立をお願いします。

(起立全員)

○議長(野村昌弘君) はい、ありがとうございます。ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第13号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第13号「滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方のご起立をお願いいたします。

(起立全員)

○議長(野村昌弘君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第14号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第14号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第14号「専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(野村昌弘君) ご着席、お願いします。

起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第15号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第15号につきましては、通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第15号「滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立をお願いします。

(起立全員)

○議長(野村昌弘君) はい。ご着席、お願いします。

起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第16号について、地方自治法第117条の規定により、6番 宮本和宏議員の退場を求めます。

(6番 宮本和宏議員 退席)

○議長(野村昌弘君) まず、議案第16号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第16号につきましては、通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第16号「滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(野村昌弘君) はい。ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり同意することに決しました。

6番 宮本和宏議員の入場を許可します。

(6番 宮本和宏議員 着席)

○議長（野村昌弘君） 宮本議員にお伝えをいたします。全員一致で原案のとおり同意をされましたことをご報告申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和元年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後3時16分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

令和元年11月15日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 野村昌弘

署名議員 大久保貴

署名議員 藤井勇治